

善監委告示第2号

令和2年2月28日付け善監委第5号で提出した令和元年度定期監査（後期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

令和2年4月2日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 安井一博

令和元年度定期監査（後期分）

監査指摘事項の取組について

各課共通指摘事項

【秘書課，総務課，税務課，保健課，子ども課，農林課，商工観光課，土木都市計画課，建築住宅課，下水道課】

契約書の文書の形式について

一部の契約書において，文書の形式が双方記名押印となっているにもかかわらず記名捺印等となっていること，記名の欄に契約者（自治体名）の脱漏^{だつろう}があること等，善通寺市公文例規程第9条（文書の形式）の規定による別表に掲げる例の文書の形式と異なる契約が見受けられる。

今後の契約においては，本規程の規定どおり締結するよう訂正されたい。

【検討結果】

次回契約更新時に，善通寺市公文例規程第9条の規定による別表に掲げる例の文書形式どおり契約を締結するよう訂正する。

【総務課，商工観光課，土木都市計画課，建築住宅課】

契約書の収入印紙誤納について

契約書の収入印紙貼付については，従前より定期監査で指摘してきたところである。

しかし，善通寺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定に基づく請負契約書の一部において，単年度契約での収入印紙の貼付が見受けられる。

今後，契約更新の際には，相手方に対し，契約期間及び金額の記載に応じた収入印紙の貼付をするよう指導されたい。

【検討結果】

次回契約更新時に，印紙税法の規定を遵守し，適宜，税務署等に相談・確認の上，課税・非課税の判断及び印紙税額等に誤りのないよう，相手方に対し指導する。

【保健課，農林課，商工観光課，土木都市計画課】

契約書の消費税額等の未記載について

一部の契約書において，委託料に係る消費税額等について，未記載のものが見受けられる。

今後，消費税の課税判断については，個々の契約内容を精査し，最終的には，所轄税務署へ確認をする等，消費税法を遵守するよう検討されたい。

【検討結果】

次回契約更新時に，個々の契約内容を精査し，適宜，税務署等へ確認の上，消費税額等の記載に誤りのないよう，契約を締結する。

個別指摘事項

【政策課指摘事項】

市ホームページ掲載のふるさと納税の情報について

ふるさと納税の情報閲覧の際において，ポータルサイト「ふるさとチョイス」の自治体情報の項目に係る最新情報画面が，平成30年度となっている。

そこで，確定申告の時期であるため，平成31年度の情報掲載が適切であると考えられるので，更新を検討されたい。

【検討結果】

「ふるさとチョイス」の自治体情報の項目に係る最新情報については，近日中に更新する。なお，この部分以外の掲載内容（例えば確定申告に必要な書類の送付について等）については，令和元年12月に更新しており最新の情報となっている。

【社会福祉課指摘事項】

公有財産（普通財産）である土地の無償貸付契約について

市は、公有財産（普通財産）である土地について、社会福祉法人に対して、平成9年より5年間の無償貸付契約を締結し、自動更新をしている。

しかし、善通寺市公有財産規則第28条第1項第1号は、貸付期間が30年を超えることができないと規定しているため、契約締結日に遡り、そこから換算して30年になるよう、契約書の見直しをされたい。

【検討結果】

善通寺市公有財産規則第28条第1項第1号の規定に基づき、変更契約を行う。

【会計課指摘事項】

善通寺市会計規則の徴収等の私人委託について

下水道使用料の徴収等は、地方自治法施行令第158条の規定に基づき、善通寺市会計規則第20条の2により、私人への委託を規定し、平成30年度より、香川県広域水道企業団へ委託している。

しかし、私人に対するその他の事項として、「証票交付・会計管理者の検査等」の規定が見られない。

今後、その重要性を鑑みて、他市の規則を参考にする等して、規定することを検討されたい。

【検討結果】

下水道使用料の徴収事務等を私人へ委託した場合の当該委託に係る徴収事務等の検査については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第4項の規定に基づき、必要があると認めるときは、検査を実施することとしている。

徴収等の事務を私人に委託した場合における証票の交付規定については、今後他市の状況を参考に検討する。